

八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例施行規則新旧対照表

改正案		現行	
別表第5（第164条関係）		別表第5（第164条関係）	
項目	法に基づく立地基準	項目	法に基づく立地基準
<p><u>1 条例別表第6の2法第34条第12号の規定により定める開発行為の項のアの市長が予定建築物の用途に限り指定した土地の区域</u></p>	<p><u>(1) 予定建築物の用途が次に掲げるいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>ア 工業・流通業務施設</u></p> <p><u>イ 商業施設であつて次に掲げる用途のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以下のものに限る。）</u></p> <p><u>(ア) 小売業の店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積の合計が3,000平方メートル未満のものに限る。）</u></p> <p><u>(イ) 飲食店</u></p> <p><u>(ウ) (ア) 及び (イ) の用途のみを併せ有する施設</u></p> <p><u>(2) (1)の用途の場合に限り、次に掲げる要件の土地の区域を指定する。</u></p> <p><u>ア 指定に係る区域及びその周辺の区域におい</u></p>	<p><u>新規</u></p>	<p><u>新規</u></p>

	<p><u>て、予定建築物を建築する目的で行う開発行為により、新たな公共施設の整備の必要が生ずるおそれがないと認められること。</u></p> <p><u>イ 指定に係る区域以外の区域において、当該予定建築物を建築する適当な土地がないと認められること。</u></p> <p><u>ウ 指定に係る区域の全域は、おおむね一の開発区域とすること。</u></p> <p><u>エ 指定に係る区域の面積は、おおむね1ヘクタール以上とすること。</u></p> <p><u>オ 指定に係る区域の面積は、20ヘクタール未満とすること。ただし、当該指定に係る予定建築物の用途が商業施設の場合は、2ヘクタール以下とすること。</u></p> <p><u>(3) (2)のオの規定にかかわらず、現に条例別表第6の2法第34条第12号の規定により定める開発行為の項のアの規定による指定がされている土地の区域（以下「指定済みの区域」という。）がある場合においては、指定に係る土地の区域の面積に当該指定済みの区域の面積の合計を加えた面積が20ヘクタール未満の場合でなければ、同項アの規定による指定は行わないものとする。ただし、指定済みの区域において建築されている建築物の</u></p>		
--	--	--	--

	<p><u>敷地（建築物と一体的に利用する駐車場等を含む。）の面積の合計が指定済みの区域の面積の合計のおおむね10分の8を占める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) (3)のただし書に規定する場合における(2)のオの規定の適用については、オの規定中「20ヘクタール」とあるのは、「20ヘクタール（(3)に規定する指定済みの区域において(3)に規定する建築物の敷地以外の土地がある場合においては、20ヘクタールからその面積（その面積が20ヘクタールを超える場合にあっては、20ヘクタールを減じた値）」とする。</u></p> <p><u>(5) 指定済みの区域については、同区域内における開発行為の進捗及び経済・社会情勢の変化に応じて適宜変更又は廃止を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) その他指定に係る必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>		
<p><u>2</u> 条例別表第6の2法第34条第12号の規定により定める開発行為の項のウの規則で定める</p>	<p>(略)</p>	<p><u>1</u> 条例別表第6の2法第34条第12号の規定により定める開発行為の項のウの規則で定める</p>	<p>(略)</p>

自己の業務の用に供する小規模な建築物		自己の業務の用に供する小規模な建築物	
<u>3</u> 条例別表第6の3施行令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等の項のエの規則で定める場合	(略)	<u>2</u> 条例別表第6の3施行令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等の項のエの規則で定める場合	(略)
<u>4</u> 条例別表第6の3施行令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等の項のエの(イ)の規則で定める建築物	(略)	<u>3</u> 条例別表第6の3施行令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等の項のエの(イ)の規則で定める建築物	(略)